

令和6年度

首都圏都留市会

総会・懇親会

令和6年

10月26日(土)15時

於 山一 ～ yamaichi ～



首都圏都留市会 総会・懇親会

次 第

第1部 総 会

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 来賓祝辞
- 5 議 事
 - 議第1号 令和5年度事業報告及び決算報告について
 - 議第2号 役員の改選について
 - 議第3号 令和6年度事業計画（案）について
 - 議第4号 令和6年度予算（案）について
 - 議第5号 首都圏都留市会交流事業について
 - 議第6号 その他
- 6 閉会のことば

第2部 懇親会

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 乾 杯
- 4 祝 辞
 - ～歓 談～
- 5 万歳三唱
- 6 閉会のことば

令和5年度 首都圏都留市会 事業報告

○山梨県人会連合会 主催事業

令和5年6月4日（日）

山梨県人会連合会 第74回総会（京王プラザホテル） 3名出席

令和5年12月20日（水）

令和5年度第3回理事会

単位団体代表者会議（上野精養軒） 1名出席（他団体と兼ねて）

令和6年1月31日（水）

令和5年新春賀詞交歓会（ホテル雅叙園東京） 1名出席

○首都圏都留市会理事会

令和5年6月28日（水）

令和5年度（小金井市商工会館） 6名出席

会長・副会長など一部の役員のみで開催

会長の退任及び選任について協議

令和5年9月25日（月）

令和5年度（東京グリーンパレス） 4名出席

会長・副会長など一部の役員のみで開催

総会・懇親会について協議

○首都圏都留市会総会・懇親会

令和5年10月22日（日）

令和5年度（東京グリーンパレス）

○ふるさと情報発信

「広報つる」の定期送付 毎奇数月発送（年6回）

ふるさと納税、市内イベント等のご案内

令和5年度 首都圏都留市会 決算報告

収 入		支 出	
項目及び内容	金 額	項目及び内容	金 額
1 個人会費	330,000	1 会議費	1,200
2 法人会費	160,000	2 総会費	1,307,199
3 総会会費	870,000	3 山梨県人会連合会	75,000
4 バス代	96,000	4 慶弔費	17,600
5 寄付金	356,000	5 通信運搬費	68,080
6 雑収入	20,100		
7 繰越金	184,118		
合 計	2,016,218	合 計	1,469,079

(単位：円)

収入支出差引差額 547,139 円は、次年度へ繰り越します。

議第2号 役員の改選について

首都圏都留市会 役員（案）

会 長	白須 慶子	（つる大使：パートナー所属 女優）
副会長	志村 政彦	（株式会社志村精機製作所会長）
副会長	原 護	（都留市参与、（元）東京エレクトロン株式会社 専務取締役）
理 事	荻原 秀祥	（都留市商工会長）
理 事	国井雅比古	（つる大使：（元）NHK アナウンサー）
理 事	笹本 忠彦	（都留文科大学同窓会長）
理 事	武井 正明	（NPO 法人福祉会 希望の家所長、（元）小金井市議会副議長）
理 事	西澤謹四郎	（谷村・桂・都留興譲館高校同窓会長）
理 事	志村 武彦	（都留市議会議長）
顧 問	大谷 哲夫	（（元）駒澤大学学長・総長、（元）都留文科大学理事長）
顧 問	小俣 雅子	（つる大使：東京学芸大学客員教授・フリーアナウンサー）
顧 問	加藤 敦子	（都留文科大学学長）
顧 問	高部 正男	（（元）消防庁長官）
顧 問	原田 純子	（株式会社メルヘン代表取締役社長）
顧 問	福田 誠治	（（元）都留文科大学理事長、（元）都留文科大学学長）
顧 問	堀内光一郎	（富士急行株式会社代表取締役社長）
顧 問	森屋 宏	（参議院議員）
顧 問	山下 誠	（都留文科大学理事長）
顧 問	山中 伸一	（学校法人角川ドワンゴ学園理事長、（元）ブルガリア大使、都留文科大学理事）
顧 問	堀内 富久	（都留市長）
顧 問	Momoka	（つる大使：山梨専門インフルエンサー）
相談役	有野 征雄	（山梨県人会連合会理事）
監査役	森 洋史	（株式会社山梨中央銀行 都留支店長）
監査役	谷内 ゆかり	（都留市会計管理者）
事務局長	中野 一成	（都留市総務部総務課長）
会 計	加藤 隆	（都留市総務部総務課課長補佐）

令和 6 年度 首都圏都留市会 事業計画（案）

1. 首都圏都留市会の会員へ本市のイベント等の情報提供（年 6 回）
2. 首都圏都留市会理事会の開催（7 月 3 日）
3. 首都圏都留市会総会の開催（8 月 3 1 日）
4. 首都圏都留市会交流会（9 月 1 日）
5. 首都圏都留市会理事会の開催（1 1、1 2 月頃予定）
6. 山梨県人会連合会 主催事業

月 日	行事・会議名	会 場
令和 6 年 4 月 1 7 日（水）	令和 6 年度予算会議	アルカディア市ヶ谷
令和 6 年 5 月 2 7 日（月）	第 1 回理事会	上野精養軒
令和 6 年 6 月 2 日（日）	第 7 5 回総会・懇親会	京王プラザホテル
令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）	第 2 回理事会	上野精養軒
令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）	知事と語る会	京王プラザホテル
令和 6 年 1 1 月 1 9 日（火）	山梨県市長会との懇談会	ホテル KKR 東京
令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）	第 3 回理事会	上野精養軒
令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）	単位団体代表者会議	上野精養軒
令和 7 年 1 月 3 0 日（木）	新春加詞交歓会	ホテル雅叙園東京

令和 6 年度 首都圏都留市会 予算（案）

（単位：円）

収 入		支 出	
項目及び内容	金 額	項目及び内容	金 額
1 個人会費 (2,000 円×200 名)	400,000	1 会議費	2,000
2 法人会費 (10,000 円×20 名)	200,000	2 総会費	
3 総会会費		(1) 総会費	900,000
(1) 懇親会 (8,000 円×100 名)	800,000	(2) 諸経費	200,000
4 繰越金	547,139	3 事業費	250,000
		4 山梨県人会連合会費	
		(1) 負担金	30,000
		(2) 諸会費	50,000
		5 その他	
		(1) 郵送料	110,000
		(2) 振込手数料	3,000
		6 予備費	402,139
合計	1,947,139	合計	1,947,139

令和 7 年度以降 首都圏都留市会交流事業案

「(仮称) 都留市の未来を考えるサミット」

1. 趣旨

都留市はこれまで多くの先人の弛まぬ努力により、着実に発展を遂げてきた。例えば、平成初期の頃と比較するだけでも、高等教育機関の立地は増え、これに伴って学生人口は増加しているとともに、新たな道路の開通などにより利便性は向上し、立地する商店も様変わりし、暮らしは快適になりつつある。

しかしその一方で、本市も全国の例に漏れず、少子高齢化は予想を上回るペースで急激に進んでいる。前記のようにまちの姿からは発展を感じられるものの、統計調査などによって実際の姿を数字などで「見える化」することにより、従前よりも多くの面で衰退に向けた動きが始まっていることを把握することができる。

こうした「都留市の現状」についての情報を様々な分野で活躍される首都圏都留市会の会員の皆様と共有し、実感として「今の都留市」を感じ、把握していただくことによって、「未来の都留市」について様々なアドバイスやご意見を伺う機会としたい。

2. 内容

市担当者から、都留市の移り変わりと合わせ、統計情報などによる現状について詳細にプレゼンテーションを実施。その後、内容について自由に意見交換を行う。総会の際に実施することで、市の担当課長等も出席することとなるため、教育・福祉・子育て・基盤整備など、各分野について意見交換を行うことが可能。

首都圏都留市会 会則

(名称)

第1条 本会は、首都圏都留市会（以下「本会」という。）と称し、事務局を都留市役所総務部総務課（山梨県都留市上谷一丁目1番1号）におく。

(会員)

第2条 本会は、都留市で生まれ育った者及び都留市ゆかりの者並びに本会の目的に賛同する個人及び法人をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、ふるさと都留への貢献と郷土の発展に寄与することを目的とする。

2 県人会として新しい魅力を生み、よき人が集いよき活動を展開していく。

3 自らやりがいと情熱を持ち、都留市及び山梨県の発展を念頭においた活動を展開していく。

(事業)

第4条 会員は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること

(2) 郷土の発展及び活性化に関すること

(3) その他、会員の希望及び本会が必要と認めること

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理 事 若干名

(4) 監査役 2名

(5) 事務局長 1名

(6) 会 計 1名

2 本会に、次の役員を置くことができる。

(1) 名誉会長 1名

(2) 顧問・相談役 若干名

(役員の選任)

第6条 理事は、会員の中から選出し、総会にて承認する。

2 会長は、理事会において理事の中から選出し、総会において承認する。

3 副会長及び監査役は、理事の中から会長が選任し、理事会及び総会で承認する。

4 名誉会長及び顧問・相談役は、会員の中から理事会において選任し、総会で承認する。

5 その他の役員は、会長が選任し、理事会及び総会に報告する。

(役員の職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 監査役は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年総会において報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が議長となり、事業、予算決算、役員、会則、その他重要事項を審議議決する。
- 3 総会の議事は、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、役員（名誉会長、監査役及び顧問・相談役を除く。）をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が議長となり、総会に付議すべき事項などを審議決定する。
- 3 理事会の議事は、理事会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(財務)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入などをもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第12条 本会の年会費は、法人会費1万円、個人会費2千円とする。

(設立)

第13条 本会の設立年月日は、平成30年2月18日とする。

(委託)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年2月18日から施行する。
- 2 発足時の会計年度は、施行日より翌年度の3月31日までとする。
- 3 発足時の役員任期は、翌々年度の総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、令和5年10月22日から施行する。

『 今 生きてます 』

作 詞 前田誠一郎

補作詞 阿久 悠

作 曲 小林 亜星

1 ふりむくと 富士の山
雪も少なくなりました
春ですね 都留の春
あなたとともに感じたい
私の家は あのあたり
青空をうつしたような青い屋根
ああ この街に生まれ この町で育ち
季節 季節に 息づいて
いま 生きてます

2 古くても 新しい
人の匂いの 城下町
夏ですね 都留の夏
あなたとともに感じたい
おもいで語る人もいて
その横に未来を話す人もいて
ああ この街で学び この町で恋し
人の出会いに ときめいて
いま 生きてます

3 田園を走るのは
二両仕立ての電車です
秋ですね 都留の秋
あなたとともに感じたい
祭りの音に 誘われて
懐かしい昔の顔が 舞い戻る
ああ この街で泣いて この町で笑い
時の流れを 抱きしめて
いま 生きてます

4 風花 (かざはな) は 手紙です
山の彼方の誰かから
冬ですね 都留の冬
あなたとともに感じたい
窓から見える雪の峰
陽の当たる心の高さ思わせる
ああ この街が好きで この町を愛し
明日を 未来を 信じつつ
いま 生きてます



メモ

~~~~~

~~~~~

